

名」「官名」「國名」と記せる外は、「何は何の名」とあるは皆「何は何の義」と解すべきこと毫末も疑を容れずと
斷ぜらるゝなり、然らば謹みて教を請はん、同語解に「蒲割顛公主名也」とあり、此の場合に於て蒲割顛とは契丹
語にて公主の義なりや。「烏魯古阿里只……二馬名也」とありまた「果下馬馬名」とあり、此の場合に於て烏魯古
阿里只是二馬の義なりとの意なりや、果下馬は馬の義なりとの意なりや。また龍眉宮の説明中に、金齷箭なる語あ
り、其の解釋に曰く「齷測角切箭名」と、此の場合に於て齷は箭なる義なりとの意なりや。瓦里、抹里は共に「官
府名」とあり、此の場合に於ても瓦里も抹里も共に官府の義なりとの意なりや(註して曰く官府名とは勿論學士の曰はるゝ「官名」にはあらず)、余は
學士の説に従がひて遼史國語解の説明を解釋せんとすれば、こゝに列舉せるものゝ外に自からは解し能はざる多く
の類例に遭遇するに苦しまずんばあらず、幸に高教を得て此の惑を解くを得ん。

然れども余はもとより國語解に見ゆる「何は何の名」とあるを、「何は何の義」と解し能はずとはいふものに非
ず、前稿に於て「丸は軍隊の義なりとも解釋せられざるにも非ず」と記せるは即ち之が爲にして、たゞ其の地名・
官名・國名等とある外のすべてが「何は何の義」なりと解かざる可らずとの考には同じ能はざるのみ。蓋し「名」
なる文字は事物の或る特種の名にも用いられ、また總體の名にも用いられる、而して其の總體の名として用いられた
る時に於ては之を「義」と解し得べく、特種の名として用いられたる時はしか解し得べきに非ず、之を遼史國語解
の例に就いて考がふるに、學士の摘出せられたる「墮魂門名」といふは、誠に白鳥博士の説かるゝが如く「duka,
は門の義」なりと解釋すべきならん、此の場合に於ては「門名」とは或る特種の門の意に非ずして、如何なる門に
てもdukaと稱ぶを以てなり、則ち「名」なる文字は門の總體の名として用いられたればなり、「撒刺酒樽名」と